

## 緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書

我が国では、近年、全国各地で、豪雨、暴風、地震など、気候変動の影響等による自然災害が頻発化・激甚化している。熊本県においても、平成24年熊本広域大水害、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨などにより、県内各地で甚大な被害が発生している。

このような自然災害に事前に備え、国民の生命・財産を守る、防災・減災、国土強靱化の取組は、一層重要性が増しており、ハード・ソフト両面から対策の推進が急務となっている。

こうした状況を受け、国においては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策と併せて、平成31年度、緊急自然災害防止対策事業を創設していただき深く感謝する。

この制度は、河川（護岸、堤防等）、治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、農業水利施設、港湾・漁港防災などのうち、国庫補助の対象とならない地方単独事業を対象とし、令和2年度までの時限措置として、特別な財政措置を講じていただいております。本市においても、本制度を積極的に活用することにより対策を強化している。

しかしながら、緊急自然災害防止対策については、対策を講ずべき箇所が多いため、令和2年度までの取組で完了できるものではなく、長期的かつ計画的な取組が必要である。

加えて、令和2年7月豪雨により、甚大な被害を受けた本市においては、被災個所の早急な復旧が急務であるため、今年度、緊急自然災害防止対策事業に取り組むことが困難な状況もある。

よって、国におかれては、令和3年度以降も、引き続き、緊急自然災害防止対策事業を継続し、対策に必要な予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

水 俣 市 議 会